

岐阜県公報

第 三 百 七 十 四 号
令和五年二月二十一日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 六七^{ページ}

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 六八

正 誤

○市街地再開発組合の定款変更認可中訂正

(都 市 整 備 課) 六九

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部七の項第一号中「第十五条第一項」の下に「（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。次号から第六十八号までにおいて同じ。）」を加え、同項第七号中「第十五条の三第二項」の下に「（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第十一号中「第四十四条の七第九項」を「第四十四条の十一第九項」に改め、同項第六十七号中「と連携する」を「に対し協力を求める」に改め、同項中第八十七号を第八十八号とし、第七十一号から第八十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七十号中「第四十四条の七第五項」を「第四十四条の十一第五項」に改め、同号を同項第七十一号とし、同項第六十九号中「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に改め、同号を同項第七十号とし、同項第六十八号中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同号を同項第六十九号とし、同項第六十七号の次に次の一号を加える。

68 法第四十四条の三第七項（法第五十条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する市町村長への情報の提供を行うこと。

第二条 岐阜県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部七の項第一号中「第六十八号」を「第七十号」に改め、同項第十八号、第十九号、第二十三号及び第二十七号中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同項第三十七号中「第二十六条の三第一項」の下に「(法第四十四条の三の二第六項及び第五十条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。)」を加え、同項第六十二号中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同項中第八十八号を第九十二号とし、第八十五号から第八十七号までを四号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十六号とし、同号の次に次の二号を加える。 87 法第五十条の三第三項の規定により検体又は病原体の提出を受けること。 88 法第五十条の三第四項の規定により検体又は病原体の検査を行うこと。 別表第三保健所長の部七の項中第八十三号を第八十五号とし、第六十九号から第八十二号までを二号ずつ繰り下げ、第六十八号の次に次の二号を加える。 69 法第四十四条の三の二第三項の規定により検体又は病原体の提出を受けること。 70 法第四十四条の三の二第四項の規定により検体又は病原体の検査を行うこと。 附 則 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。	訓 令 甲	岐阜県訓令甲第一号 庁中一般 各現地機関 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和五年二月二十一日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 第一条 岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のよう
に改正する。 別表第三感染症対策推進課の表二の項部長専決事項の欄中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 4 法第十五条の三第五項の規定による厚生労働大臣に対する事務の代行の要請（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。次号から第十号までに おいて同じ。） 別表第三感染症対策推進課の表二の項部長専決事項の欄第十号中「第四十四条の三第七項」を「第四十四条の三第八項」に改め、同欄中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。 14 法第五十一条の二第二項の規定による厚生労働大臣に対する総合調整の要請 別表第三感染症対策推進課の表二の項部長専決事項の欄第十号の次に次の二号を加える。 11 法第四十四条の五第二項（法第四十四条の八において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による厚生労働大臣に対する総合調整の要請 12 法第四十四条の五第三項（法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による総合調整に関する厚生労働大臣に対する意見の申出 別表第三感染症対策推進課の表二の項部長専決事項の欄に次の三号を加える。 16 法第六十三条の三第一項の規定による総合調整（法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。次号及び第十八号において同じ。） 17 法第六十三条の三第二項の規定による総合調整の要請の受理 18 法第六十三条の四の規定による保健所設置市等の長に対する入院の勧告又は入院の措置に関する必要な指示 第二条 岐阜県事務決裁規程の一部を次のように改正する。 別表第三感染症対策推進課の表二の項部長専決事項の欄中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同欄第十六号中「第十八号」を「第十九号」に改め、同号を同欄第十七号とし、同欄第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第四号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号の次に次の一号を加える。 4 法第十条の二第三項の規定による都道府県連携協議会の開催等 附 則		

この訓令中第一条の規定は令和五年二月二十一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

○ 正 誤

(原稿誤り)

令和五年一月十七日第三百六十四号 市街地再開発組合の定款変更認可一五頁上段後から十三行目中「令和四年十二月三十一日まで」は、「令和五年十月三十一日まで」の誤り。

令和五年二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社